

# 公益社団法人日本金属学会 日本金属学会誌審査及び査読規程

## (目的)

第1条 この法人の和文の学術誌である日本金属学会誌（以下「会誌」と略記する。）に投稿された論文の審査及び査読を公正かつ適切に行うために、理事会の決議により、この規程を定める。

## (名称)

第2条 この規程を 日本金属学会誌審査及び査読規程と称する。

2名称を変更する場合は、理事会の決議を要する。

## (投稿論文の査読の原則)

第3条 会誌へ投稿されたすべての論文は、その分野の専門家による審査及び査読を行う。

## (担当編集委員と査読者の選任)

第4条 会誌編集委員長は、投稿原稿の内容に基づいて、その分野を専門とする会誌編集委員会の委員のうちから、投稿された論文の担当編集委員を選任する。

2 担当編集委員は、投稿原稿の内容に基づいて、投稿された論文の査読者を選任する。

3 前項の査読者の要件は次の通りである。

- (1) 投稿された論文の分野の専門家であること。
- (2) 投稿者との間で利害関係を有しない者であること。
- (3) その論文の担当編集委員でないこと。
- (4) その他理事会で決議した要件を満たす者であること。

4 次の各号のいずれかに該当するような場合には、担当編集委員は査読依頼することなく返却することを編集委員長に答申できる。

- (1) 本誌が対象とする研究分野と異なる分野を扱った論文。
- (2) 執筆要領で定められた形式と著しく異なる形式の論文。
- (3) 構成が悪く論文としての体をなしていない論文。
- (4) 文章や図表が悪く内容理解が困難な論文。
- (5) その他、返却に相当すると判断される論文

## (査読の基準)

第5条 査読者は、投稿された論文の創造性・新規性、公明性・信頼性、構成・完成度、有用性・発展性を総合的に評価するものとし、査読を行う基準は、次の各号による。

- (1) 和文で書かれており、未発表でかつオリジナリティがあること。
- (2) 投稿規程および執筆要領に準拠していること。
- (3) 文章の記述および表現ならびに図表の構成および描画に問題がなく、内容が正しく理解できること。
- (4) 学術および科学・技術的に客観的な創意あるいは新規性のある内容（結果、理論、手法等）が十分含まれており、当該分野の発展に寄与するものであること。
- (5) 捏造、改ざん、盗用、多重投稿等の不正行為がないこと。
- (6) 題目は、論文の内容を正しく簡潔に表したものであり、商標等を含まないこと。
- (7) 思考プロセスやデータ整理・解析に客観性があり、論旨に明白な誤りがないこと。
- (8) 研究成果として区切りとまとまりがあり、論文の分割および小刻み投稿傾向がないこと。
- (9) 在来研究との関連が明示されていること。
- (10) 既出の研究や図表が正しく引用されていること。
- (11) その他理事会で決議した基準。

#### (査読方法)

第6条 査読方法は次の各号による。

- (1)事務局担当者は、査読者に原稿一式、査読基準および査読報告書様式を送付する。
- (2)査読者は、査読基準に基づいて査読し、査読報告書に記入して事務局担当者に送付する。
- (3)事務局担当者は、査読報告書を担当編集委員に送付する。

#### (査読後の対応)

第7条 査読報告の結果により、次の対応をとる。

- (1)査読結果が「このまま掲載可」の場合、担当編集委員が審査して査読結果に特に問題ない場合は、事務担当者に掲載を指示する。
  - (2)査読結果が「このまま掲載可」の場合でも、担当編集委員が審査して意見を付した場合は、投稿者に担当編集委員の意見を付して原稿の修正を依頼する。投稿者が修正した原稿については、担当編集委員による再審査が必要と判断する場合は、再審査を行う。
  - (3)査読結果が「指摘した個所が修正されれば掲載可（再査読不要）」の場合、査読結果を付して投稿者に原稿の修正を求める。担当編集委員が査読者の査読結果及びそれに基づく投稿者の修正結果を審査して特に問題ない場合は、投稿者が修正した原稿を掲載する。担当編集委員が査読者による再査読が必要と判断する場合は、再査読を依頼する。
  - (4)前項において、担当編集委員が査読者の査読結果およびそれに基づく投稿者の修正結果を審査して意見がある場合及び再査読の結果、査読者からの意見がある場合は、投稿者に意見を付して原稿の再修正を求める。担当編集委員は、再修正原稿を確認して、その原稿を掲載する。
  - (5)査読結果が「指摘した個所が修正されれば掲載可（再査読必要）」の場合、査読結果を付して投稿者に原稿の修正を求める。投稿者の修正原稿を査読者が再査読後、再査読結果を担当編集委員の審査に付す。担当編集委員が査読者の査読結果および再査読結果ならびにそれらに基づく修正結果を審査して、問題がなければ掲載する。担当編集委員に意見がある場合および再査読の結果、査読者からの意見がある場合は、投稿者に意見を付して原稿の再度の修正を求める。担当編集委員は、再度の修正原稿を確認して、その原稿を掲載する。
  - (6)査読結果が「返却」の場合は、担当編集委員が、第2査読者を選任し、第2査読者に査読を依頼する。第2査読者の査読結果が「返却」の場合は、担当編集委員が「掲載否」を判定する。その後編集委員長の決裁を経て、投稿者に掲載否を通知する。
  - (7)前号において、第1査読者の返却理由がきわめて妥当で、議論の余地がないと担当編集委員が判断した場合、または、論文種別が「速報論文」の場合、第2査読者に依頼せずに「掲載否」と判定することができる。その後編集委員長の決裁を経て、投稿者に掲載否を通知する。
  - (8)第6号の第2査読者の査読結果が「返却」以外の場合は、以降の査読は第2査読者に委ねられる。
  - (9)第4号及び第5号の再査読において、投稿者による再修正が不十分な場合は、必要に応じさらに修正を求め、再査読を依頼することができる。
  - (10)その他、必要に応じ、編集委員長の決裁を求めることができる。
- 2 査読者による査読が査読締切日を1ヶ月以上過ぎた場合、担当編集委員の権限で査読者を交代させることができる。
- 3 担当編集委員の審査が著しく公正を欠く場合あるいは担当編集委員による審査が審査締切日を1ヶ月以上も過ぎた場合、編集委員長の権限で担当編集委員を交代させることができる。

#### (再投稿への対応)

第8条 掲載否として返却された原稿を再投稿する場合には、掲載否の理由について修正し、回答を添えて修正原稿とともに提出する。

2 前項において、修正が不十分と編集委員長が判断した場合には、審査せず返却することができる。

3 再投稿の場合は、新たに担当編集委員を選任し、担当編集委員が新たに査読者を選任する。

4 前項の査読及び審査において、これまでの査読結果及び審査結果並びに投稿者修正原稿を参考にすることができる。

(電磁的方法による通信)

第9条 投稿者あるいは査読者又は担当編集委員と事務局の間の原稿の修正あるいは査読又は審査の依頼、並びに修正した原稿あるいは査読結果又は審査結果の事務局担当者への送付は、電磁的方法によることができる。

(査読要領)

第10条 この規程に定める範囲の内容を、投稿者及び査読者の利便のため、査読要領として文言を変更して利用することができる。

(委員会の関与)

第11条 この規程に疑義が生じた場合は、編集委員会で協議する。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の決議をする。

(規則)

第13条 この規程の運用に必要なことは、編集委員会の決議により、規則に定める。

附則

- |   |                |
|---|----------------|
| 1. 昭和 12 年 月 日 制定、施行                    |                |
| 2. 平成 21 年 9 月 16 日 一部改訂(第 857 回理事会決議)  | 査読基準の明確化等      |
| 3. 平成 22 年 8 月 10 日 一部改訂(第 864 回理事会決議)  | 委員会の関与を追加      |
| 4. 平成 23 年 2 月 1 日 一部改訂(第 867 回理事会決議)   | 委員会の関与の条文の改訂   |
| 5. 平成 25 年 3 月 1 日 一部改訂(第 884 回理事会決議)   | 法人名称変更         |
| 6. 平成 25 年 10 月 11 日 一部改訂(第 889 回理事会決議) | 審査の用語の追加       |
| 7. 平成 28 年 10 月 6 日 一部改訂(第 910 回理事会決議)  | 査読の基準変更他       |
| 8. 令和元年 8 月 5 日 一部改訂(第 930 回理事会決議)      | 掲載否論文の再投稿手続変更他 |